

令和7年6月吉日

開聞地域の皆様へ

かいもん夏祭り実行委員会
実行委員長 中川 堅治



第57回かいもん夏祭りへの協賛について（お願い）

市民の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

夏の風物詩として毎年多くの人出でにぎわう「かいもん夏祭り」は、今年で57回目を迎え、8月11日（月・祝）の開催に向け準備を進めております。

今年も開聞・川尻小学校児童を対象としたうちわデザインコンテストや地元芸能によるステージイベント、露店の出店、恒例の花火大会など計画しているところですが、物価高騰の煽りを受け、運営経費も多額になっており、継続的に開催するには今まで以上に故郷を想う地域の皆様方のご協力が必要でございます。

つきましては、出費多端の折、誠に恐縮ではございますが「かいもん夏祭り」運営のため、皆様のご支援（協賛金）をよろしくお願い申し上げます。

■現金での取り扱い窓口

- | | | |
|-------------------|----------------|------------|
| ・かいもん山麓ふれあい公園 | (TEL: 32-5566) | 9:00~18:00 |
| ・指宿市役所 開聞支所 地域振興課 | (TEL: 32-3111) | 9:00~17:00 |
- ※開聞支所は平日のみ

■口座振込での取り扱い

お振り込みの場合は、次の口座へお願いいたします。

- | | |
|--------|-----------------|
| 【金融機関】 | いぶすき農業協同組合 中部支所 |
| 【口座番号】 | 普通 0061951 |
| 【口座名義】 | かいもん夏祭り実行委員会 |

※大変恐れ入りますが、振込手数料のご負担もお願いいたします。

■受付／令和7年8月1日（金）まで

「かいもん夏祭りチラシ」には、7月14日までに協賛いただいた方々を掲載させていただきます。7月15日以降に協賛いただいた方々は“市民有志一同”とさせていただきますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

かいもん夏祭り実行委員会事務局
(かいもん山麓ふれあい公園内)
担当：竹内・森・福留 TEL32-5566

農薬は責任をもって正しく使いましょう！

～「人」と「食」への安心・安全のために～

農薬の使用につきましては、農薬取締法により登録のとれた農薬以外の使用が禁止されていますが、適用作物の誤認等による農薬の不適正使用や、器具の洗浄不足、飛散等様々な要因による残留農薬の基準値を超える違反事例が摘発されています。

農薬残留基準値超過に伴い、農産物の自主回収を行った場合、厚生労働省及び鹿児島県ホームページで生産者(団体)名や販売先が公表されます。

農薬の使用に際しては、使用するもの自らの責任において適正に使用することが法律により義務づけられていますので、十分な配慮をしましょう。



■ラベルや注意書きを必ず確認しましょう。

- ・適用がない作物へは絶対に使用できません。
- ・使用時期、使用回数、希釈倍数等を守る。
- ・作付準備で使用する消毒剤等の農薬についても、作付予定の作物で登録が取れていなければなりません。
- ・摘果、間引きされ食用とされる農作物についても同様です。

違反すると農薬取締法の罰則対象・・・
使用に関する義務違反は3年以下の懲役又は100万円以下の罰金若しくは併科

■風の弱いときに風向きに注意して散布しましょう。

- ・散布の方向や位置に気を付け、隣のほ場に飛ばないように注意が必要です。
- ・特に吐出量の多い防除機で散布する際には、周囲に飛散しないよう一層の注意を心掛けましょう。

■使用後のノズルやタンクはしっかりと洗浄しましょう。

- ・洗浄不足だと、次回農薬散布時に残った農薬が原因で残留基準値超過の恐れがあります。
- ・汚れた部品の早めの交換や、品目ごとに交換するなど、対策を講じましょう。
- ・洗浄後の洗浄液は河川や排水路へ流さずに作物の植え付けされていない圃場の土壌に撒きましょう。

住宅地域における農薬等の使用に注意しましょう！

近年、住宅地における農薬散布で健康被害を訴える方が増えてきています。日頃より周辺住民とよくコミュニケーションをとり、農薬散布前には一声かけるか、不在の場合は書面を投函するなど、事前に周知した上で風向きや時間など細心の注意を払いましょう。



【問い合わせ先】

指宿市 農政課 園芸振興係
鹿児島県 南薩地域振興局 農政普及課指宿市十二町駐在

TEL：0993-22-2111(内線5713)
TEL：0993-22-6422

さつまいもの病害対策について

県内さつまいも産地において、サツマイモ基腐病を起因とした地上部の黒褐変及び塊根の腐敗が発生しています。

本市においても、平成30年に初めて発生が確認され、例年5月下旬頃に発生が確認されています。

発生拡大を防止するために、栽培規模に関わらず、さつまいもを植え付ける方は以下の対策をお願いいたします。



被害発生ほ場



地際部の黒変



病害発生いも

1. 植え付け～生育初期の対策

① 苗はベンレート水和剤等を用いて、採苗当日に必ず苗消毒を行う。

(500倍～1,000倍希釈液に30分間浸漬)

※購入した切苗も消毒を行ってから植え付けを行う。※消毒液は、使用日ごとに毎回作成する。

② 圃場を準備する際は、排水対策を行う。

・枕畝の廃止 ・枕畝の分断 ・土壌勾配に沿って畝を立てる ・排水路までの経路確保

③ 定植後3週目前後にフロンサイドSCの散布を行う。 ※散布の際は通路散布まで行う。

④ 発病株の早期発見早期抜き取りを行うため、定期的に圃場の確認を行う。

抜き取り後の植穴には菌が残っているため補植は行わない。

⑤ 定期的に薬剤散布を行う。

薬剤抵抗性に注意をするために同系統の剤の連用を避けながら薬剤散布を行う。

薬剤名	希釈倍率	使用時期	使用回数	農薬の系統
フロンサイドSC	1000倍	収穫30日前まで	2回以内	FRAC 29
アミスター20フロアブル	2000倍	収穫14日前まで	3回以内	FRAC 11
Zボルドー水和剤	500倍	—	—	FRAC MO1
トリフミン水和剤	2000倍～3000倍	収穫前日まで	2回以内	FRAC O3
ジーファイン水和剤	1000倍	収穫前日まで	—	FRAC NC FRAC MO1
ICボルドー66D	50倍	—	—	FRAC MO1

2. 発病株の残さ処理方法

発病いもや、発病した株については以下の方法で処分を行ってください。

- ・さつまいもを作付けしない畑にて土壌還元 ・さつまいも畑で焼却後土壌還元
- ・さつまいも畑で土壌還元後、複数回の耕うん実施

※水路や山林等への不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十六条違反となる他、投棄付近での基腐病の発生や鳥獣被害の原因にもなります。絶対に行わないでください。